

議事要旨(1) 「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理 (案)」
について

冒頭に新井専門委員長より、「連結財務諸表における特別目的会社の取扱い等に関する論点の整理」は、SPE の取扱いを中心とした論点を取扱っており、IASB が昨年末に公表した連結財務諸表にかかる公開草案の内容も一部盛り込んでいる旨、及び今回の企業会計基準委員会で議決をお願いし、広く意見を求めたい旨の説明がなされた。

引き続き秋葉主席研究員より、当該論点整理の「コメントの募集」(案)に従い、概要が説明された。また、前回の委員会及び専門委員会で議論されたもののうち、次の2点について説明された。

- ・ 【論点1】 支配の定義において、リターン又は便益は、IASB 公開草案に沿ってリターンとし、その説明として、投資のみならず他の企業への幅広い関与から生じるものであることを示した。
- ・ 【論点4】 SPE の開示において、国際的な会計基準の動向を踏まえながら、開示を拡充する方向で検討するが、我が国においては、IASB 公開草案における組成された企業、改訂 FIN 第 46 号公開草案における VIE のようなものがないため、開示の対象範囲を SPE 又はそれに類似する企業として考えることとしている。この際、具体的なイメージを少しでも示すために、説明を加えた。

これらの説明に対する委員等からの発言や、事務局からの説明は、以下のとおりである。

- ・ リターンとすることでよいのではないかという意見があった。
- ・ 12月にテーマアップされた「新たな自社株式保有スキーム」に関して、必要と思われる取扱いについても整理したとしているが、これで十分かという質問があり、事務局からは、もともと当該スキームの取引内容は一様ではないこと、その中でも会計上、必要と思われる取扱いは他益信託の処理と考えられるため、その点は整理した旨が回答された。
- ・ 組合への出資者や信託の受益者が個別財務諸表上、いわゆる純額法によって会計処理を行っている場合に、出資者又は受益者と組合又は信託との間で生じた内部取引や内部利益の取扱いについても今後検討を要する旨を加える方がよいという意見があり、事務局からは、優先劣後構造の場合は可能かどうかを含めて、引き続き検討を要する旨を加えることが回答された。

審議の後、採決が行われ、字句修正については委員長（今回は逆瀬副委員長が代行）に一任する前提で、出席者13名全員の賛成により、本論点整理の公表が承認された。

以 上

(財)財務会計基準機構のWebサイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。